

情報公開について

【情報公開に関する考え方】

社会福祉法人とは社会福祉事業を実施する目的として設立された極めて公益性の高い法人です。

社会福祉法第24条には、社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図ると共に、その提供するサービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ることが求められています。

また福祉サービスの利用形態も従来の行政による「措置」の時代から利用者様がサービス事業者を自由に選択し、利用する「契約」の時代へと移行しました。

利用者様が真に利用したいサービスや事業者を自らの意思で自由に選択することができるようになるためには、サービスや事業者に関する一定の「情報」が提供されていることが不可欠です。

このような趣旨のもと平成17年に改正された介護保険法では「介護サービス情報の公表」制度が明確に位置づけされたところです。

こうした社会ニーズに応じ、社会福祉法人 埼玉県成会では以下のとおり情報公開に関する取り組みを行います。

【インターネットによる情報公開文書】 基本PDF形式による

□定款

□個人情報保護規定

□現況報告書

代表者の年齢や住所の個人情報のほか、所在地を公表することにより個人または利用者の安全に支障を來す恐れがある事項については、公表に際して空欄とする。

□財務諸表 新会計基準による

	資金収支計算書	事業活動計算書	貸借対照表
法人全体	(計算書)第1号の1様式	(計算書)第2号の1様式	(計算書)第3号の1様式
法人全体(事業区分別)	(内訳表)第1号の2様式	(内訳表)第2号の2様式	(内訳表)第3号の2様式
事業区分(拠点区分別)	(内訳表)第1号の3様式	(内訳表)第2号の3様式	(内訳表)第3号の3様式
拠点区分(一つの拠点を表示)	(計算書)第1号の4様式	(計算書)第2号の4様式	(計算書)第3号の4様式